



近畿税理士会 泉大津支部だより

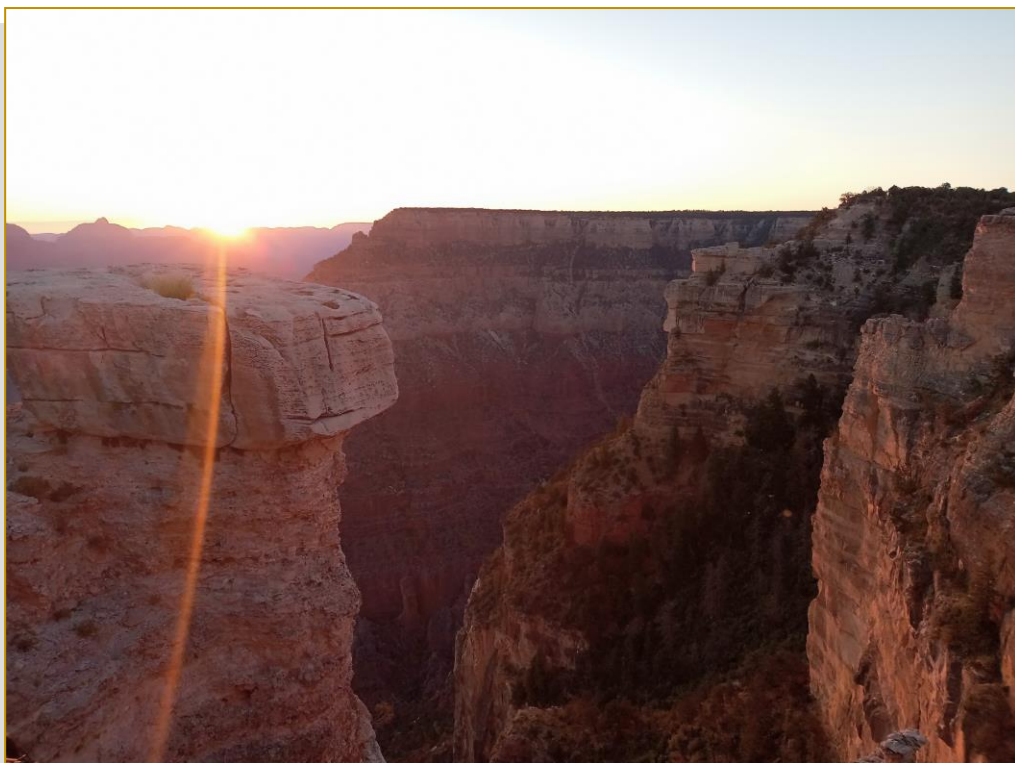
発行 令和 6 年 1 月 25 日

6 年新春号

No. 51

発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 笠井 慎五
事務局 泉大津市二田町 1 丁目 11-15 オークハイツⅢ301 号
編集委員 / 小西儀孝・大西博己・永谷博子・松本直哉・森永正樹・露口和夫

【グランド・キャニオン(朝日)】



【アンテロープ・キャニオン】



<写真：永谷 博子 先生>

【6 年新春号 主な内容】

- | | |
|--|----------------------------|
| 1 面 写真『アメリカ』 | 6 面 寄稿『支部旅行』 |
| 2 面 櫻井副支部長あいさつ
寄稿『スポーツジム』 | 7 面 寄稿『支部ゴルフに参加して』 |
| 3 面 歴代支部長に突撃!! | 8 面 租税教育推進委員会からのお願い |
| 4～5 面 第 50 回誌上研修
『税理士として知って
おきたい税制改正の流れ』 | 9 面 会員の異動、
最新研修 DVD の紹介 |
| | 10 面 原稿・写真募集、
編集後記 |
| | 11 面 大阪・奈良税理士協同組合のご案内 |



新年のごあいさつ

副支部長 櫻井 善章

新年あけましておめでとうございます。令和 5 年 6 月の支部総会より副支部長を拝命しております櫻井善章です。よろしくお願いいたします。

旧年中は、支部の会務運営に対し、深いご理解と多大なるご支援、ご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。本年も昨年同様、ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

先ず、元旦に石川県能登地域で発生した地震、羽田空港で発生した航空機事故と、心の痛む災害や事故が起きました。被災された皆様や事故に遭われた皆様へ心からお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々とそのご家族、ご親族の皆様に心からの哀悼の意を表します。

長引くコロナ禍の収束を願いながら幕開けした昨年、侍ジャパンが WBC 優勝、阪神タイガースが 38 年ぶりの日本一といった明るい話題もありましたが、ガソリン価格の高騰、極度の円安といった経済社会も厳しい状況の中、我々税理士にとってはインボイス制度開始といった大きな転換点になりました。



私は「研修」と「情報システム」を担当させていただいております。

「研修」におきましては、去年はインボイス制度開始年度ということもあり、インボイス制度を主に、研修の方を企画させていただきました。今年も様々な研修を企画していきますので、ご参加・ご協力、よろしくお願いいたします。このような研修を企画して欲しいといったご要望等ございましたら研修委員の方に申し付けください。

「情報システム」におきましては、国税庁が税務行政のデジタル化を進める中、我々税理士もその流れに遅れることのないよう、支部会員皆様の業務デジタル相談会等を実施出来ればと考えています。

副支部長として、まだまだ経験は浅いですが、支部のお役に立てるよう精一杯頑張っていきたいと思います。

結びにあたり、会員先生方のご健康、ご多幸、そしてご事業のご繁栄を祈念致しまして新年のご挨拶とさせていただきます。



スポーツジム

大西 博己

令和 4 年 4 月末頃からスポーツジムに通うようになりました。きっかけは、もともと自分自身が運動不足気味と日々感じていたところ、泉大津支部の K 先生に、一緒に行かないかとのお誘いもあり、いいタイミングで始めたと思います。

最初のころは、週に 2 日、時間にして約 1 時間ぐらい、内容はランニングマシン約 30 分、筋トレ器具約 30 分ぐらいかけて行う程度で通っておりました。ここ最近では、泉大津にあるジムに行っていたのですが、家から近い鳳のジムに行くようになり行く頻度は、以前よりも増えました。

スポーツジムに通うメリットとして、以下の部分があるかなと思います。

- ① スマートな見た目になれる・・・これは一番わかりやすいと思います。
- ② 自己肯定感が高まる・・・最初にジムに行きたての頃は、ジムに来ている人達をみて、そこまでムキムキにならなくてもいいですが、自分が思う理想の体を思いうかべ少しでも体が理想に近くなっていくことが自分のちょっとした自信につながる。
- ③ 折れない心・・・体を動かすことにより、不思議とストレスがあつたり、嫌なことがあつても和らぐ効果がある。
- ④ 健康の効果・・・これについては、代謝があがり、免疫力もあがるし、確かにジムに通いだしてからは、風邪もひいてませんし、調子はいいです。

このように色々とメリットがある訳ですが、少し間があいてしまうと、体は正直ですぐに元に戻ってしまいます。なんとかこれからも根気よく通って行きたいと思っています。

歴代支部長に突撃！！

第10回となる今回は令和元年～令和5年まで支部長を務められた高岩弘至先生に突撃しました。

今までは、事務所へ突撃訪問という形式でしたが、高岩先生の要望により泉大津市内のホテルにて行いました。在任中はコロナ禍の支部運営に苦勞されたことが、回答には常に「コロナ」の言葉が含まれていることで感じられました。

	会 員 数	執 行 部
令和元年	125 人・法人 3 社	高岩 弘至 先生・笠井 慎五 先生 森福 清和 先生・中島 浩 先生 真奥 隆 先生・小西 儀孝 先生
令和2年	118 人・法人 3 社	
令和3年	116 人・法人 5 社	
令和4年	112 人・法人 3 社	

Q. 支部長になられて苦勞されたことは？

A. やはり、3年程度に及んだコロナの影響を受けたことでしょうか。

私は、幸運だったことに石谷前支部長から支部役員をほとんど変更なく引き継ぐことができ例年通りの支部行事を粛々と実行していけば問題ない。と思っていたところでのコロナでしたから。全ての支部事業の実施の可否を判断しなければいけなくなっていました。結局、こんな私が2期4年やってしまいました。

結果として、副支部長、支部役員、支部事務局、そして支部会員の皆さんに助けていただきました。本当に苦勞とかより感謝の気持ちで一杯です。



Q. 当時、印象に残った出来事は？

A. コロナ補助金について事前確認やら承認やら協力要請がありました。何回も…。。

これには、色々なご意見が出て大変でした。

それと、多くの会議が会場対面からズームになりました。

もし、支部長をやっていなかったらアナログ人間の私は『ズーム会議』なんて体験しなかった。と思います。当時は、やたらと「ズームでイイやん」って言っていたような。調子に乗って支部役員会もズームでやってしまいました。もうやり方忘れてしまいました。

Q. 税務署とのエピソードは？

A. 4人の署長（自分より年下の署長もおられましたから俺も歳をとったなあ。って、思いました）が在任されました。協調派、個性派それぞれおられましたが無事事業を行えました。コロナ禍で意見交換会が無くなった関係で支部会員と接する機会がないので支部の先生方の意見をお聞きできない。と嘆いておられた署長さんもおられました。

コロナ禍では、署に出勤できる職員が3割程度ということで幹部職員ですら署にこられない状態でしたので大変そうでした。

Q. 現在の支部について

A. 石谷前支部長の時代に支部会員が増えて、私の時はお亡くなりになったり、廃業される先生がおられ減少してしまいました。流石に泉大津支部に登録して～って呼びかけるものでもないですが気になるものです。最近、登録していただける先生が増えているみたいでホッとしております。

問題なく支部運営もできているようですので頑張ってください。





第 50 回誌上研修

『税理士として知っておきたい税制改正の流れ』

研修委員 西辻 茂樹

〔1〕初めに

私たち税理士は、税務に関する専門家として、納税義務の適正な実現を図ることを使命とし、社会情勢の変化にともなう時代の要請に常に真摯に応える必要があります。それには毎年の税制改正の流れを把握し、常に税制改正の動向についてアンテナを張りめぐらせて情報を収集することが必要となります。そこで、今回は誌上研修として最近の改正資料の提供スケジュールを参考に、今後の提供スケジュールを想定し、資料の収集に対応できるように、それぞれの時点での改正資料の収集方法を確認して行きたいと思います。

〔2〕昨年 12 月までの令和 6 年度税制改正の流れ

- (1) 2023 年 5 月 15 日⇒第 23 回 税制調査会⇒QR①
答申について資料一覧 / 財務省説明資料
<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/5zen23kail.pdf>
- (2) 2023 年 6 月 30 日⇒第 27 回 税制調査会⇒QR②
答申（案）について資料一覧 / わが国税制の現状と課題 ―令和時代の構造変化と税制のあり方―
https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/5zen27kail_toshinann.pdf
- (3) 各省庁からの税制改正の要望
令和 6 年度税制改正要望（毎年 8 月末までに提出）
 - ① 経済産業省⇒QR③
・ 2023 年 8 月 31 日⇒令和 6 年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】
https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2024/zeisei_r/pdf/1_02.pdf
 - ② 財務省⇒QR④
・ 2023 年 8 月 31 日⇒令和 6 年度税制改正要望（財務省）
・ 要望事項一覧表
・ 要望事項（全体版）
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/request/index.html

〔3〕令和 6 年度税制改正の大綱が閣議決定（2023 年 12 月 22 日）

(1) 概要

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行う。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置を講ずる。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行うとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等を行う。

- ① 構造的な賃上げの実現
所得税・個人住民税の定額減税の実現、賃上げ促進税制を強化、合併・事業譲渡による中小企業・中堅企業の賃金引き上げ
- ② 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進戦略分野国内生産促進税制を創設、イノベーションボックス税制、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化、税制措置の実効性を高める「メリハリ付け」
- ③ 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し
子育て支援に関する政策税制、今後の個人所得税のあり方、グローバル化を踏まえた税制の見直し
- ④ 地域・中小企業の活性化等
交際費等の見直し、外形標準課税の見直し、その他
- ⑤ 円滑・適正な納税のための環境整備
- ⑥ 扶養控除等の見直し
- ⑦ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置



(2) 財務省 令和6年度税制改正の概要➡QR⑤

① 2023年12月22日⇒令和6年度税制改正の大綱

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/20231222taikou.pdf

② 2023年12月22日⇒令和6年度税制改正の大綱の概要

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/06taikou_gaiyou.pdf

(3) 経済産業省 令和6年度税制改正➡QR⑥

① 2023年12月22日⇒令和6年度 経済産業関係 税制改正のポイント

https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2024/zeisei_k/pdf/zeiseikaiseipoint.pdf

② 2023年12月22日⇒令和6年度 経済産業関係 税制改正について

https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2024/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf

〔4〕 令和6年度の税制改正の流れ

令和6年度の今後の税制改正の流れを令和5年度の税制改正の流れに沿って確認し、今後の税制改正のタイムテーブルを予測し、参考資料の情報を把握して行きましょう。

(1) 2023年2月3日⇒「所得税法等の一部を改正する法律案」が閣議決定後、国会に提出された。

https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/21ldiet/index.htm

(2) 2023年2月7日⇒令和5年度税制改正(案)のポイント(パンフレット)

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeiseian23.html

(3) 2023年2月16日⇒財務省広報誌「ファイナンス」2月号

https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/denshi/202302/index.html#page=1

(4) 2023年3月28日⇒「所得税法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立しました。

税制改正に関する法律等

① 法律 https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/21ldiet/index.htm

② 政令 https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/seirei/index.html

③ 省令 https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/syourei/index.html

(5) 2023年3月31日⇒官報 令和5年3月31日(特別号外第25号)

① 「所得税法等の一部を改正する法律」をここに公布する。

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20230331/20230331t00025/20230331t000250073f.html>

② インターネット版官報HP

<https://kanpou.npb.go.jp/>

(6) 2023年3月⇒令和5年度税制改正(パンフレット)

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei23_pdf/zeisei23_all.pdf

(7) 2023年7月10日⇒令和5年度税制改正の解説

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/explanation/index.html

〔5〕 令和6年度の税制改正の今後の注意点

まずは、昨年12月22日に掲載された経済産業関係税制改正についてを確認すれば、毎年3月ごろに各出版会社から発刊される税制改正関係の書籍の内容が確認できます。また、2月に提出される改正法案で骨子の確認、3月の法案可決後の政令、省令で詳細の確認、7月に掲載される財務省の改正の解説で理解を深めて頂ければ良いと思います。最後に今年の税制改正で私たち税理士の業務に影響を与えるのは賃上げ促進税制の繰越控除の創設と考えられます。なぜなら、赤字法人であろうと一定の賃金の増加があれば特別控除の適用の有無の判定計算が必ず必要となり、その分の業務負担が増えます。したがって、賃上げ促進税制の詳細について、今後注意が必要となります。

《参考QR》

①第23回税調



②第27回税調



③経産省要望



④財務省要望



⑤財務省大綱



⑥経産省改正





支部旅行

奥西俊伸

今回の支部旅行は、4年ぶりに宿泊旅行になりました。10月20日から21日の日程で大型観光バスに乗り名古屋経由で浜松の旅です。午前8時に泉大津テクスピア前に集合し、名古屋方面へ向かいました。車内では泉大津税務署長より頂いたワインと焼酎などを飲み、午前中から楽しい雰囲気になりました。

最初の観光地は「熱田神宮」です。三種の神器のひとつである草薙神剣が祀られた熱田神宮は、愛知県名古屋市に位置し、織田信長とも関係が深い場所のひとつです。織田信長が桶狭間の戦いの前に必勝祈願のために立ち寄り、お礼参りに訪れたとされているそうです。その後の昼食は「ひつまぶし」です。ボリュームもあって美味しい鰻を堪能しました。



昼食後は「トヨタ産業博物館」に行きました。博物館はトヨタグループ発祥の地で、大正時代の工場を産業遺産として保存しながら、近代日本の発展を支えた繊維機械と現代を開拓し続ける自動車技術の変遷を、本物の機械の動態展示や実演で体験できる博物館です。昔の懐かしい車がたくさんありました。次に日本三大稲荷の一つに数えられ、商売繁盛のご利益で全国的に知られる「豊川稲荷」へ行きお祈りしました。

夕食はホテル近くの料亭で美味しい料理をいただき、夕食後は、浜松の夜の街へ餃子を食べに行きました。

二日目は朝から「浜松城天守閣とNHK大河ドラマ館」へ行きました。浜松城は徳川家康が築城した城で出世城と言われています。大河ドラマを見ている方は、楽しかったでしょう。私は武田信玄役の阿部寛さんのパネルと写真を撮りました。

続いて、竜ヶ岩洞（りゅうがしどう）というところへ行きました。約2億5千万年前の地層と言われる石灰岩で形成された東海地方最大級の鍾乳洞だそうです。特に落差30メートルの地底の滝は神秘的な癒しのパワースポットだとか。

昼食は奥浜名湖で雉鍋を初めて食べ、その後バスで泉大津に戻り、午後6時ごろ無事に到着しました。

久しぶりの宿泊支部旅行でしたが、観光もできて美味しいものも食べれて、楽しかったですね。支部旅行に参加されていない先生も色んな発見や出会いがあるかも知れませんが参加されてはいかがでしょうか？





支部ゴルフに参加して

真奥 隆

令和5年12月8日、関西空港ゴルフ倶楽部にて支部忘年ゴルフコンペが開催され14名の支部会員が参加しました。

支部ゴルフは、支部の厚生事業として年4回(4月・7月・10月・12月)開催され、12月は忘年会付きで一年の締めくくりのコンペとな

っています。

当日は、天気予報通りの快晴で午前10時には師走とは思えないほどの暖かさでゴルフプレー日和(暑いぐらい)でした。私は、2組目のスタートでメンバーは幸野先生・中島先生・櫻井先生の4名、メンバーにも恵まれ楽しくラウンドさせていただきました。

私事ですが、今年のゴルフ成績はいまいちでスコア目標を常時100切と設定してるのですが、先月11月までの平均スコアは100を超えていました。一週間前の全税協ゴルフでは、ショット・パットともに安定し今年のベストスコア91がでていたので、支部ゴルフを楽しみにしていました。

前半INの滑り出しは、上々でOBもなくボギーペースでパーもとれていました。ドライバーがあまり曲がらず(持ち球はスライス)、特によかったのは、ファーストパットでした。キャディさんのおかげでもあります、タッチが良かったです。同組メンバーの幸野先生にも褒めていただきました。午前中は、好調を継続できたので42のスコアでಾಗることができました。

後半OUTは、前半とは打って変わりドライバーがいつも通りのスライスが出始め、OB2発に池ポチャと荒れました。その中でもファーストパターのタッチは崩れず、スコアをまとめることができました。グロスでは92でしたが、HDCPが17ありアレすることができました。

忘年会は、松之浜の「あがさ」でてっちりとお酒をいただき懇親を深めることができました。

今回は、ゴルフと忘年会があり幹事はいつもより大変だったと思います。中居先生・馬場崎先生ありがとうございました。

次回は確定申告明けの4月開催を予定しております。今回のアレでHDCPが下がり次回はブービー賞争いをしたいと思います。繁忙期が終わり心地よい季節のゴルフを思う存分楽しめればなと思います。皆様、多数のご参加宜しくお願い致します。



租税教育推進委員会からのお願い



当委員会の主な事業は租税教室の開催です。現在は、小学校高学年を対象にした教室が主になっています。この事業は泉大津支部および泉大津税務署より講師を派遣しての運営となっています。

この数年の泉大津支部の講師は、特定の先生に負担を掛けているのが現状です。当委員会としましては、幅広くたくさんの先生に講師をお引き受けして頂きたいと考えています。租税教室の運営サンプル等は、近畿税理士会の HP に掲載があります。一度、ご覧いただければ幸いです。



<入 会>

R5.08.24 ^{やまぐち としお} 山口 利夫 先生（所属）
登録番号：152001
泉大津市東豊中町 3-22-1 税理士法人中央会計
TEL：0725-46-2555／FAX：0725-46-3951

R5.09.26 ^{おち} 越智 ゆう 先生（所属）
登録番号：152295
和泉市府中町 2-1-3 南海和泉府中ビル 3F
馬場崎淳税理士事務所
TEL：0725-90-5245／FAX：0725-90-5246

<転 出>

R5.09.28 村田 吉生 先生 堺支部へ
R5.11.17 寺田 千佳 先生 大淀支部へ

<退 会>

R5.11.13 岩井 永義 先生 ご逝去により
R5.12.13 川上 忠廣 先生 業務廃止により
R5.12.31 北野 秀一 先生 業務廃止により



最新研修DVDの紹介

支部事務局では、研修DVDを整理保管しておりますので、自己研鑽の一助としてご活用ください。
また新着情報につきましては、支部だより等で随時お知らせします。

<全国統一研修会>

- 「インボイス制度開始に向けての最終確認～令和5年度改正を踏まえて～」
- 「税理士を悩ませる相続・贈与の土地評価」
- 「令和5年度改正後の相続・贈与対策」
- 「税理士に求められる実践的土地評価／空き家住宅特例の徹底解説」
- 「中小企業向けの特例税制の解説」
- 「すぐに役立つ税理士業務のデジタル化・業務効率化」
- 「税理士が知っておきたい民法・相続法の最新動向」
- 「親子会社に係る税務上の留意点」
- 「現物給与の源泉徴収 ～最近の相談事例を中心として～」
- 「令和4年度法人税・消費税申告における実務上の留意点について」
- 「合併の税務および会計」
- 「Q&Aでわかる令和5年度税制改正の実務～税制改正政省令対応版～」
- 「税賠事故事例から学ぶ実務上の留意点」
- 「法人税における交際費等の税務～控除対象外消費税額等と交際費等～」
- 「ポイント解説 国税通則法の概要」
- 「消費税インボイス制度～最新情報を踏まえた実践的個別論点の検討」
- 「グループ法人に関する課税制度と「自主点検チェックシート」の再確認」

LEVEL UP!!



<大阪・奈良税理士協同組合主催>

- 「非上場株式等」による事業承継対策の実務 ―企業の更なる成長と発展を目指して―
- 「改正された贈与税の対応とみなし贈与課税の事例研究」
- 「改正電子帳簿保存法（+電子インボイス）のポイント解説～まだ間に合う、コストをかけない対応術！～」

原稿・写真募集 !!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。

アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>

広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関すること・日頃の疑問等、テーマはご自由ですので、是非ともご寄稿をお願いいたします。

写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえお送りください。

なお、印刷上、写真は背景が青空など日中の明るい場所が好ましいです。

夜景等は、わかりにくい傾向があります。

また、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合もありますので、その際はご了承ください。



お問い合わせは、泉大津支部事務局まで

TEL : 0725-33-7400 / FAX : 0725-33-7405

e-mail : izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp

編集後記

明けましておめでとうございます。

新春号らしく朝日の写真から始まった支部だよりです。永谷先生の写真の感性は素晴らしいですね。勉強になります！

櫻井副支部長のごあいさつでも書かれていますように、新年早々に災害や事故に遭われた方には心からお見舞い申し上げます。

歴代支部長に突撃！！では高岩先生がインタビューに応じて頂きありがとうございました！またウルトラマンについて色々と教えてください(笑)

誌上研修は西辻先生が税制改正の流れを説明して頂きご協力ありがとうございました。

支部旅行や支部ゴルフの支部行事についての感想を奥西先生、真奥先生ありがとうございました！

支部には楽しい行事が沢山あります。良い出会いや体験も出来ますので皆さん是非参加しましょう！！

大西先生、ジム通い頑張ってくださいね。継続は力なり！です。

最後に、これから忙しい時期に入りますが体調を整えて乗り切りましょう！！

(M.M)





～共同事業にご参加ください～

みなさまのご参加・ご協力がさらなる発展につながります

阪奈税協は…「組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のための共同事業を行い、経済活動を促進し、その経済的地位の向上を図る」ことを目的としています。
 (定款第1条) スケールメリットを活かした事業を行い、その収益を組合員の皆様へ還元しています。

近税共済

大同生命と提携し、総合事業保障プランの加入促進を図っています。

◎保険事業

登録代理店が「総合事業保障プラン」を推進することにより、関与先の安定と継続に大きく役立つとともに、登録代理店への収入にも繋がります。

総合事業保障プラン

大同生命の「代理店制度」へのご協力お願い

- 関与先への人的なリスクマネジメントの実践や事業承継に役立ちます。
- 保険指導の基礎となる標準保障額の算定・提示に役立ちます。
- 事務所の保険指導体制の構築に向けて大同生命がサポートします。
- 新たに代理店登録いただいた組合員へ商品券を進呈しております。

その他こんなものも…

◎集金代行業務の斡旋 ◎定期刊行物購読の斡旋 ◎冠婚葬祭の会員優待割引

全税共

生命保険会社14社と提携し、VIP大型総合保障制度、全税共年金の加入促進を図っています。

◎VIP大型総合保障制度

- 暮らしと事業の安心保険 ●充実したプランで関与先を応援

経営者大型保険
(集団協定期保険)

経営者
保険総合プラン

経営者
スーパープラン

◎全税共年金

- 少子高齢化時代の公的年金を補完 ●豊かなエルダリーライフを実現

全税共年金の
魅力

掛金は
月々1万円
から

年金の
受取方法は
3種類

安定的な運用
管理・運用手数料が
低廉

その他こんなものも…

- ◎顧客紹介制度 ◎PET検診・人間ドックが優待料金で利用
- ◎介護無料相談 ◎健康相談・セカンドオピニオン
- ◎ホームセキュリティ ◎みまもりサポート ◎全税共個人型DC
- ◎ホールインワン100万円保険の団体割引



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4
 (近畿税理士会館11F)
 TEL (06) 6941-6888 / FAX (06) 6947-2800
 URL : <http://www.hanna-zei-kyo.jp>